

通 知 書

前 略

当職らは、安城市 [redacted] 鶴田明日香より鶴田早亨の死亡事故について、委任を受けた代理人です。鶴田早亨の相続人は、父である鶴田 [redacted] ですが、鶴田 [redacted] は、社会福祉法人 [redacted] S 会に対する上記死亡事故の損害賠償請求権を鶴田明日香に譲渡しております。したがって、今後、鶴田早亨の死亡事故については鶴田明日香が相続人として対応させていただきます。

障害者施設に家族を預けていた遺族にとって、入所中の家族が死亡した場合、本件に限らず、本当の気持ちは死亡したことが信じられず、生きて返して欲しいと願うものです。

しかし、それがかなわないからこそ、死亡した本人をできるだけ丁寧に扱って欲しいと願います。死亡したから直ちに損害賠償の金額を決めるなどという気持ちにならないのが本当のところです。このような場合、遺族としては、大事な家族を亡くしたのですから、何故、このようなことが起きたのか、そして今回の事故について、社会福祉法人 [redacted] S 会はどのように総括されているのかを知りたいと考えております。

そこで、損害賠償の問題に入る前に、まず

今回の事故について施設として把握されている事実をお教えください。どこに問題があったのか、今後、再発防止のためにどのような措置を取られるおつもりなのかをお聞かせ願いたいと思います。

そのことが問題を解決するために重要なことだとしてご理解いただき、是非、ご検討いただきますようお願い致します。

草々

2013年10月25日

名古屋市中区大須4丁目13番46号

ウイストリアビル5階

名古屋共同法律事務所

鶴田明日香代理人

弁護士 中谷 雄二

電話 052(262)7061

FAX 052(262)7062

名古屋市中区丸の内2丁目18番22号

三博ビル5階 名古屋第一法律事務所

同代理人

弁護士 森田 茂

電話 052(211)2236

FAX 052(211)2237



12-18

〒 451-0031

名古屋市西区城西一丁目12番12号

パークサイドビル2階

愛知市民法律事務所

社会福祉法人 **S** 会代理人

弁護士 鈴木 貴 夫 様

この郵便物は平成 25年 10月 25日第 95137 号
書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。
日本郵便株式会社

名古屋中
25.10.25
12-18

郵便認証司
平成25年10月25日



0.25
-18